(本號十頁)　(明治廿五年三月十一日遞信省認可)　明治二十八年八月廿三日　第四千三百六十六號　(定價金二錢五厘)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿八年八月廿三日　金曜日
舊曆乙未七月四日（壬寅）
日　出午前五時七分　入午後六時二十分
月　出午前七時五十九分　入午後七時廿三分
滿潮午後七時二十四分
（西曆一千八百九十五年）
年始より　二百三十五日
年末まで　百三十日

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他從に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭日年始年末一切休刊せず）

●前金　一日受取りたる前金は凡て通貨を以て還戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦鹽斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行に付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者あるに由り今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき旨に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に寄したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

臺灣遠征軍

昨年淸國と戰端を開きて我兵が韓淸の海陸に轉戰するや國中一般の人氣は非常に激昂して津々浦々の端に至るまでも敵愾心を發生し或は義勇兵の團結を企るあり或は軍資金の私獻を計畫するあり何れも義勇報國の精神に發したるものなれども國家に常備兵の設ある上は普通人民の從軍は漫に許す可きに非ず又軍資金の如きも政府にて公に軍事公債を募集するのことに決して私の獻納は共に[illegible]止するに至りしかども海陸の軍人が[illegible]外に[illegible]して[illegible]を非ともせず國の爲めに身命を擲つに當り一般の國民たるものは安閑坐視す可きに非ず一[illegible]の[illegible]を[illegible]して多少にても其勞苦を慰むるの[illegible]とて續々金品の寄贈を出願したるにぞ政府にても特に恤兵部なるものを開き國民よりの寄贈を受納して在外の軍隊に傳送するの勞を取るに至れり當時兵馬倥偬の際、戰地の運送も頗る不便のみならず寄贈の物品も其種類區々にして配分法の如き實際に困難なりしならんと雖も今日に至りて凱旋したる軍人の談を聞くに覺悟の前とは云ひながら戰地に於ては百事不自由不愉快を極めて一として心を慰むるものとてはなき折柄、國民よりの寄贈品なりとて一本の卷煙草、一盃の冷酒にても贈與せられたる其時の嬉れしさは喩へんに物なし戰陣に臨みたる上は軍人の一身は旣に國に捧げて亦爲ふ所なき覺悟なれども吾々の斯る決心を一般の國民は如何に見るならんとの念は自から懷に離るゝを得ず然るに國民が其心を察して斯くまでに吾々を愛するの情に切なりとあれば假令ひ寄贈の物は微なりと雖も其親愛の心は肝に銘じて敵に對するの勇氣も自から百倍するの思あり軍人の決心を固からしむるは實に國民の親愛心に在り云々と云へり恤兵の効能甚だ大にして寄贈の意志も充分に貫徹したるものと云ふ可し今や征淸の事全く終結して在外の軍隊も大抵凱旋したれども顧みて一方を見れば臺灣の處分未だ緖に就かずしていよ〳〵全嶋掃蕩の功を奏するは尙ほ數個月を期す可しと云ふ世人の知る如く彼の嶋地は氣候炎熱、道路險惡、加ふるに流行病の危險さへなきに非ず殊に賊兵等の抵抗は案外頑固にして北淸地方に戰ひたる弱兵の比に非ずと云ふ出征軍の辛苦察するに餘りある可し或は臺灣は旣に我版圖に歸して其掃蕩は內亂の鎭壓に外ならず賊兵等が如何に抵抗を試むるも早晚殲滅に歸せざるを得ず淸國との戰爭に比して關係の大小同日の談に非ざるが如くなれども關係の大小は兎も角もとして出征の軍隊が國の爲めに身命を致すの一段は同一にして然かも天候と云ひ地理と云ひ又賊兵の頑强と云ひ實際の勞苦は實に容易ならざるものあるなりと推察せざるを得ず過般來征淸軍隊の凱旋に就ては國中到る所に歡迎の催しあり凱旋軍の歡迎甚だ可なりと雖も頭を回らして海南萬里尙ほ遠征苦戰の人あるを思はゞ國民たるものは一方に凱旋軍を迎ふると同時に一方に遠征軍を慰むるの考なきを得ざる可し昨今世間に於ても追ひ〳〵其邊の計畫少なからず政府にても再び恤兵部を開くの議ありと云ふ我輩は其方法の如何を問はず只恤兵の事の速に實際に行はれんことを切望するものなり

雜報

○北京風俗一斑

於淸國北京特派員　松尾久男

家屋

支那は古來建築術の進步したる國にして三代の昔旣に煉瓦を發明し萬里の長城の如き古昔の大工事すら立派なる煉瓦を以て築上げたるを見ても亦以て支那が古來此道に長じたるを察するに足るべし北京に於て役所又は親王家の住家の如きは多くは煉瓦を以て積上げ門扉には例の支那的丹靑を施し出門見喜とか何とか種々樣々の文字を彫付け又は赤紙に書きたるを貼付け俗中の俗にして風韻なけれども其規模の宏壯雄大なる建物あり門前には獅子石を敷き詰め門の兩側には道中に出張りて獅子を彫刻したる大石などを置き中々に立派なるものゝ多く現に各國公使館などは多くは親王家の住家なりしを讓り受け修繕を加へたるものなれども一たび大市街に出づれば商賈の多くは木造の家屋に住し精巧なる丹靑を施し其派手なる昔の御殿の繪を見る如く五色の彩色を施し燦爛目を奪ふもの少からず去れど支那人の癖として建設の後ち中々に修繕せざるが故燦爛目を奪ふ許の家の隣りに丹靑旣に剝げ朽敗に傾きて目も當られぬ店もあり爲めに市街の外觀を損ずる事少しとせず是れ北京大街の形況なり去れど一たび足を小路に入れんか家屋は大概土屋にして矮小軒傾き柱折れ殆んど豚小屋の其中に數口の家族が棲息し居るを常とす要するに支那人は中々に建築の事に注意するも貧富の懸隔甚だしきが爲めに其間に非常なる差異ある事にて一たび其形況を目擊すれば支那の社會を觀察するに難からず

市街の外觀

家屋旣に述べたるが如く大厦高屋と相接して其稍々見るべきものを正陽門外とす俗に前門外と云ふ此邊は大賈巨商の巢窟なれば家屋も割合に美麗にして道路も存外に廣けれども道路の兩側即ち各商店の前には路店あり普通行人は路店と商店との間を通行し道路の中央部は車馬多く往來す去れど路店には魚屋あり古道具屋あり一種異樣の臭氣は鼻を撲て閑步すべからず其露店なきの處は多くは道路の中央に高さ一尺有餘、幅二間許の堤樣のものありて車馬多く此所を往來し左右の低き處には天幕樣のものを張りたる飲食店あり髮結あり講談師あり汚穢なる支那人群を成して路傍に立食を爲しつゝあり講談師の周圍には蠢爾たる支那人常に數十群を爲し閑々優々として職業なきものゝ如し鼓腹太平を謳歌するの民かと見れば身には襤褸を纏ふたる貧民なり是れ支那人の常態にして大淸帝國首府の狀況とす

轎子

支那貴人の外出するや必ず轎子に乘るを常とす轎子は古來我國に於て用ひたる乘籠樣のものにして其大さも亦之に同じ擔棒は轎子の兩側最下部にありて四人又は六人の擔夫を要す故に乘り手は高く擔夫の頭上にある譯なり是れ日本の乘籠と同じからざる處にして大臣乃至次官とも云ふべきものは必ず此轎子を用ひ護衛は其身分に應じ四五名乃至十數名、馬に跨りて前後左右を警護す普通之を雇入れんには七八圓を投せざるべからず是れ其擔夫なるもの熟練の功を積まざるべからざるが故なり

馬車

普通中等以上の人が往來するには馬車に據る馬車は其大さ轎子よりも[illegible]其中には[illegible]を容るべく前方の[illegible]には[illegible]御者の乘るを常とす其製甚だ簡[illegible]にして車輛は我大八車の如く[illegible]車輪も亦之に[illegible]たる[illegible]を用ふ多くは騾を使用して之を曳かしむ[illegible]道路[illegible]一たび雨降れば泥濘數尺に[illegible]を沒するゆゑ[illegible]に乘るものは大は[illegible]手足[illegible]なく車

の兩側に打付けらる
を見るに燦然として
く
々たり必竟道路突兀
る頗る惡しき道路な
[illegible]わる車を用ふるな
道路を蹴る事又決し
事にバネを付けな
れど斯る道路にあ
し兎に角下水の設な
此[illegible]入車的馬車を
て到底充分に道路を
き不便至極の器械を
轎子に比すれば使用
護衛を隨へ往來する
一日一圓に上らざる
是に次きて乘用を爲
馬に富みたる國にし
難からず官吏又は官
り平人と雖も之に乘
を以て業となすもの
にして尤も乘用に適
十數を付けて大なる
し間々女子の之に跨
は騾驢共に一日一圓
るが如し

荷

道路旣に前述したる
ん此に於て多く小車
たる小徑を走り以て
車と同じく其形稍々
て推し行くものにて
ものなるが故に[illegible]
の左右に殆んど同量
わり故に其搭載すべ
らず間々二人以上に
又普通日本に行はる
道路惡しきが故に
をして曳かしめ御者
馬を追ふ二馬三馬を
六四の馬をして曳か
馬を並べて車に付け
の馬を車に繫ぎ又其
例とす其業業も奇な
るにあらざれば車々
べし

[illegible]

支那は[illegible]
だ[illegible]由[illegible]て屋耳
衣冠と云ひ其[illegible]動を
ものなるに[illegible]らず然
ものに至りては[illegible]
[illegible]